

社会福祉法人 春江みどり保育園 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春江みどり保育園（以下「本園」という。）の定款第8条、第21条及び定款細則第7条に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 役員等は、すべて非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、報酬及び職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。
- (4) 費用とは、職務執行にともなって発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当園の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 理事及び監事に対して支給する報酬等の総額は、各年度 500,000 円を超えない範囲とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬は、次に定める額とする。

①会議等への出席

理事長

理事会・評議員会 日額 10,000 円

監事監査等 日額 5,000 円

理 事

理事会・評議員会 日額 5,000 円

監 事

理事会・評議員会 日額 5,000 円

監事監査等 日額 10,000 円

苦情解決委員会 日額 5,000 円

評 議 員

評議員会 日額 5,000 円

評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会 日額 5,000 円

②その他法人・施設業務出勤 日額 5,000 円

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

但し、当該年度予算の範囲内とする。

(2) 理事長に対する報酬は、前項の規定にかかわらず、月単位の出務回数に応じて、当月末に支給する。

(費用)

第6条 役員等の出張に対して、旅費（交通費、宿泊費）及び日当を支給することができる。

(2) 旅費は、片道2kmを超える出張に対して支給する。

(3) 旅費の計算は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による実費支給とする。また、日当は、春江地区外への出張に限り、日額1,500円を支給する。

(4) 自家用車による出張の場合は、1km当たり37円を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、評議員会で承認のあった日から公布し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年6月24日から公布し、令和7年4月1日から適用する。

この規程は、令和8年6月23日から施行する。